

委託販売時の税関係

以下のように合意している例とします：

- ①税抜き商品価格**1000円**として
- ②その**10%****100円**を
- ③**税込み**手数料として、店に払う。

		販売価格	受託店への販売手数料	税務署への消費税納付	所得税納付 (個人事業税/法人税)
委任側					
	事業者（生産/製造物） (個人事業主または法人)	税込み販売価格で販売（税抜き 価格+10%の消費税） 1100円 (課税売上高となる)	負担する 100円	納付する（方法は個人 事業主と法人で異な る）	納付する（方法は個人事業主と法人 で異なる）
	個人 (所有物：中古品・生産物)	税抜き 販売価格 1000円 のままで 販売	負担する 100円	納付しない	中古品の場合（納付しない）
受託側	販売受託店(個人事業主ま たは法人)	税抜き価格の10%を「税込 み」として受けとる) 100円	受託店の収入となる (課税売上高 100円 となる)	納付する（方法は個人 事業主と法人で異な る）	納付する（方法は個人事業主と法人 で異なる）